

# 水の週間

水は私たちの生活に欠かすことができない貴重な資源です。その水の使用量が最も増える月が8月であり、8月1日が「水の日」。1日から7日までが「水の週間」として定められています。

この機会に、水の大切さを考えてみませんか？

問合せ 水道部業務課管理係 ☎ 35-4708

## 2025 ふれあい水ひろば

水の週間に併せたイベントを行います。ぜひご来場ください。

日時 8月6日(水) 午前10時～午後3時

会場 いわみざわ健康ひろば バススペース  
(3西4 第2ポルタビル1階)



水の飲み比べ



水のおもしろ実験

### 主な内容

- 水道水と市販の水の飲み比べ
- 水のおもしろ実験
- 給水タンク車からの給水体験
- 水道、下水道、桂沢ダムに関する展示
- スーパーボールすくい

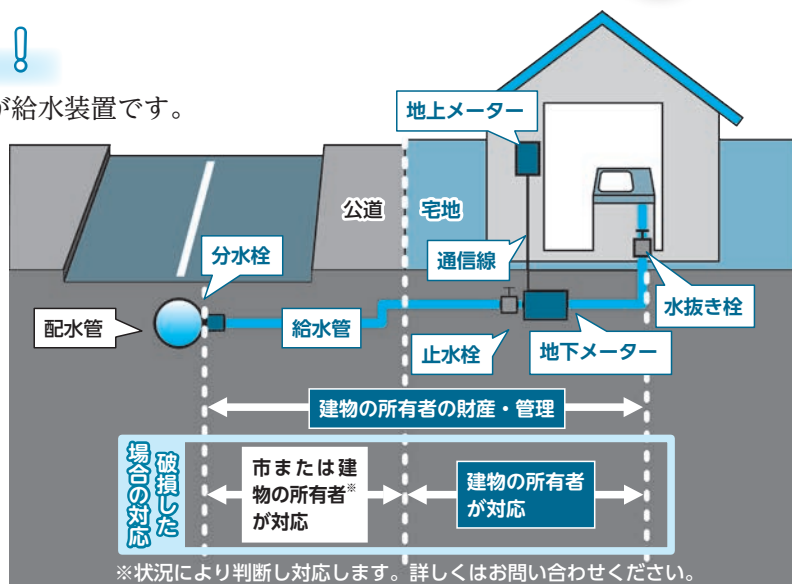
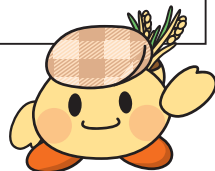
※内容は変更になる場合があります。



## 給水装置の適正な管理を！

皆さんの家庭に、大事な水道水を届けるのが給水装置です。

地上メーターと地下メーターおよび通信線は、市から貸し出している器具です（一部個人所有のものもあります）。紛失または破損した場合は、修理費用を負担していただきます（経年劣化によるものは除きます）。



※状況により判断し対応します。詳しくはお問い合わせください。

### Q 家の敷地から水が湧き出ています。市で直してくれますか？

A 上の図で「建物の所有者の財産・管理」の範囲にあるものは、建物の所有者（使用者）が設置・管理するものです。市指定の水道工事業者に修理を依頼してください。修理費用は、皆さんの負担となります。

### Q 漏水によって発生した水道料金はどうなりますか？減免や免除の制度はありますか？

A 地中や床下などの見えない部分で給水装置が破損していた場合は、推定漏水量の一部を減額できることがあります。ただし、市指定水道工事業者に修理を依頼した場合に限ります。